

教育警務委員会会議録

I 日 時 令和 8 年 6 月 25 日（木）

午前 9 時 56 分開会

午後 0 時 12 分閉会

II 場 所 第 4 委員会室

III 出席委員

委 員 長	瀬 川 侑 希
副 委 員 長	立 村 好 司
委 員	佐 藤 則 寿
〃	尾 山 謙 二 郎
〃	鍋 嶋 慎 一 郎
〃	大 門 良 輔
〃	永 森 直 人
〃	鹿 熊 正 一

IV 出席説明者

教育委員会

教育長	廣 島 伸 一
教育次長	矢 野 康 彦
教育次長・教育みらい室長	
	田 中 宏 育
教育次長	初 田 正 樹
参事・教育企画課長	
	森 安 祐 成

教育企画課課長（ICT教育推進担当）

五十嵐佳美

教育参事・教育みらい室小中学校課長

木下 貴子

教育参事・教育みらい室県立高校課長

宮池 秀洋

教育参事・教育みらい室特別支援教育課長

魚津 直美

参事・教育みらい室県立高校改革推進課長

丸田 祐一

教育みらい室課長（高校教育充実強化担当）

武末 宏和

教職員課長 水上 優

保健体育課長・課長（派遣スポーツ主事担当）

前川 秋人

保健体育課課長（食育安全担当）

川田 康弘

公安委員会

公安委員 竹内登美子

警察本部長 高木 正人

警務部長 伴野 康和

生活安全部長 青野 秀夫

地域部長 中川 保

刑事部長 中林 正範

交通部長 古川 秀治

警備部長 井上 数也

警務部参事官・首席監察官

水名 健

警務部首席参事官・警務課長

平野 聡

警務部参事官・会計課長

関口 健次

V 会議に付した事件

- 1 6月定例会付託案件の審査
- 2 請願・陳情の審査
- 3 閉会中継続審査事件の申し出について

4 教育警務行政当面の諸問題について

5 行政視察について

VI 議事の経過概要

1 6月定例会付託案件の審査

(1) 説明事項

瀬川委員長 本定例会において、本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、議案付託表のとおりです。

(2) 質疑・応答

瀬川委員長 これより付託案件についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。——ないようですので、質疑なしと認めます。

(3) 討論

瀬川委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。——ないようですので、討論なしと認めます。

(4) 採決

瀬川委員長 これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託された諸案件のうち、まず議案第71号令和8年度富山県一般会計補正予算（第1号）のうち、本委員会所管分ほか1件及び報告第4号地方自治法第179条による専決処分の件のうち、本委員会所管分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

瀬川委員長 挙手全員です。

よって、議案第71号ほか1件及び報告第4号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決しました。

2 請願・陳情の審査

瀬川委員長 次に、請願・陳情の審査に入ります。請願は付託されておられませんので、御了承願います。

陳情は4件付託されておりますので、当局から順次説明願います。

森安教育企画課長 陳情第16号－2のうち、教育企画課から、項目4－2について御説明をいたします。

県立学校におきます感染症対策については、各学校の判断で迅速かつ柔軟な対策が取れるよう、学校裁量予算を確保させていただきながら、学校の状況に応じて、設備や備品を整備してきたところでございます。

引き続き各学校が必要な対策を実施できるよう、学校裁量予算の確保に努めたいと考えております。

川田保健体育課課長 陳情第16号－2のうち、項目1－2、2－2、3－2、6－2、8－2、9－2について、順次御説明いたします。

まず、1－2についてです。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、令和5年2月に新型コロナウイルス感染症対策本部から、「マスク着用の考え方の見直し等についての通知」が発出されております。

令和5年5月以降、感染症法上の位置づけに変更はなく、病原性が大きく異なる変異株が出現するなどの事情は生じておらず、方針の撤回や見直しを求める事由は発生しておりません。

次に、2－2についてです。

文部科学省から発出されました通知や衛生管理マニュアルにおいて、学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とすること、基礎疾患等の事情によりマスクの着用を希望する児童生徒に配慮すること、地域や学校での感染状況により、学校、教員がマスクの着用を促すことも考えられるが、児童生徒の主体的な判断が尊重されることなどが示されています。

市町村教育委員会をはじめとする教育機関に対しては、国の通知に沿って適切な対応を行うよう周知しております。

次に、３－２についてです。

感染状況に応じたマスクの着用や換気の確保については、国の衛生管理マニュアルにおいて具体的に示されており、これまでも教育機関に対し、このマニュアルの内容を周知してきております。

次に、６－２と８－２について、まとめてです。

県教育委員会で作成しております学校保健・学校安全の手引では、感染拡大防止のため、発生防止の留意点として、児童生徒の健康状態の異常を早期に発見し、措置を講じること、校内の欠席の状況に留意すること、地域での発生や流行状況を把握すること、家庭に対しては、無理に登校させないことを啓発することなどを示しております。

また、発生時には、健康観察の強化、罹患児童生徒には出席停止の措置、学級・学年・学校全体の欠席状況を確認しつつ、学級・学年閉鎖、臨時休業などの措置を取ること、学校内や地域での感染症発生状況などを家庭と共有し、注意喚起を行うことなどを示しております。

教育機関においては、衛生管理マニュアルやこの手引を参考とし、感染予防対策が実施されております。

最後に、９－２についてです。

感染症対策については、国が最新の科学的知見を有していることから、国から新たな知見等が示された場合には、教育機関に対し、その内容を踏まえた対応を周知してまいりたいと考えております。

伴野警務部長 陳情第18号－１についてお答え申し上げます。

個別の案件につきましては御説明は差し控えさせていただきますが、令和７年中における対応状況と県公安委員会に対する苦情申出の処理に関する基本的な考え方について

御説明いたします。

公安委員会に対する苦情等の処理に関する事務につきましては、警務部総務課公安委員会補佐室が所管しております。令和7年中に受理した苦情10件については、文書により全て通知済みでありまして、未通知の案件はございません。

なお、苦情等の処理に当たっては、常に相手の立場に立ち、管轄区域、申出内容等のいかんを問わず、適切かつ誠意ある対応を取ること。私情や先入観にとらわれることなく適切に処理することを基本として対応しております。

引き続き、苦情を誠実に受け止め、適正かつ迅速に処理するように努めてまいります。

森安教育企画課長 陳情第23号のうち、教育企画課から項目1、2及び12について御説明をいたします。

まず、項目1の学校施設の長寿命化対策や大規模な改修につきましては、新時代とやまハイスクール構想との整合性を図りながら、検討することとしております。

また、緊急性や必要性の高い修繕につきましては、現在在籍している生徒が安全かつ安心して学べる環境を確保するため、引き続き、必要な予算の確保と配分に努めながら取り組みたいと考えております。

次に、項目2の空調設備の関係でございます。

まず、特別教室のエアコンにつきましては、令和4年度以降、毎年必要な予算を確保させていただきながら、計画的に整備を進めております。

次に、体育館につきましては、3月に策定しました整備方針に基づきまして、令和9年度までに特別支援学校への整備を完了し、令和10年度から県立高校の整備に着手、令和12年度中に全校の体育館1棟への整備完了を目指したいと考えております。

最後に、移動式の空調設備につきましては、今議会に設備取得の議案を出させていただいております。可能な限り早期に配備できるよう努めたいと考えております。

最後、項目12についてでございます。

これまで、知事部局において運営されておりました県庁と学校を結ぶ文書配送業務につきましては、令和7年度末で終了しております。

県教育委員会ではこれを機に、必要な学校への送付物の精選や送付物のデジタル化、公印の省略などに取り組んでいるところでございます。学校の負担にならないよう、引き続き努めてまいります。

五十嵐教育企画課課長 私からは、陳情第23号の項目3から6について御説明をさせていただきます。

まず、項目3についてです。

県立学校のタブレット端末につきましては、端末OSのサポート終了や経年劣化によるバッテリー駆動時間の減少などを理由に、他県の動向も踏まえ、令和7年度入学生から保護者負担へ移行したところでございます。

なお、経済的事情により購入が困難な家庭等に対しては、貸与及び購入費用の補助を行っております。経済的事情により支援を必要とする世帯を含め、生徒一人一人が取り残されることなく、タブレット端末を活用した教育を受けられるよう、令和8年度も引き続き貸与及び購入費用の補助を実施しているところでございます。

個人所有の端末を活用し、生徒がより自由に学びを深めることができるよう、保護者負担への移行について御理解をお願いいたしたく思います。

続きまして、項目4です。

まず、教室及び体育館のWi-Fi整備につきましては、昨年度の機器更新に合わせて、全学校を対象に今後1人1

台端末を活用した授業を展開するために、必要な場所について調査し、それを踏まえた追加整備を行ったことから、現時点での整備は終了していると認識しております。

なお、運動場及び農場へのWi-Fi整備につきましては、必要性や各学校の意見等を十分に踏まえ、今後検討してまいります。

続きまして、項目5です。

プロジェクターにつきましては、計画的に更新が図られるよう検討しているところです。破損したスクリーンにつきましては、各学校で修繕されるよう対応してまいります。

最後に、項目6になります。

教職員の執務用パソコン及びタブレットにつきましては、これまでも利用状況等を踏まえ、財政当局と調整の上、配備してきたところでございます。

さらなる追加整備につきましては、実際の利用状況や他県の状況調査等も踏まえ、引き続き検討してまいります。

水上教職員課長 私からは、陳情第23号のうち、項目7、9、10、11、13、14について御説明いたします。

まず、項目7、デジタル採点ソフトの全県立高校配備について御説明いたします。

デジタル採点ソフトにつきましては、今年度も希望する学校に対し、学校運営費を追加配当する形で補助することで、継続使用を支援しているところです。引き続き、活用好事例の横展開に努めてまいります。

次に、項目9、車利用の出張の際に係る高速道路使用料金の支給について御説明いたします。

公務出張に当たっては、最も経済的な通常の経路を選択することとされておりまして、私有車を利用した公務出張では原則、高速道路の使用は認められておりません。なお、災害発生時などやむを得ない場合は、高速道路の使用を認

めているところです。

次に、項目10、欠員となっている実習助手の早急な募集について御説明いたします。

実習助手の採用につきましては、県立高校の将来を見据えた採用の在り方ですとか、現在勤務する臨時的任用職員の希望等も踏まえまして、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、項目11、新採教職員が年度当初の職員会議に出席できるよう辞令交付式を廃止し、辞令を赴任校の校長から受け取るようにすることについて御説明いたします。

新規採用教職員の辞令交付式につきましては、富山県教職員として第一歩を踏み出すに当たり、どのような場がふさわしいかという観点を踏まえまして、その在り方を考えていく必要があると考えております。

次に、項目13、給与の誤支給をなくし、旅費の立替えをなくすことについてです。

給与の支給誤りにつきましては、担当者間における情報の迅速かつ確実な伝達や、システム入力時のチェックの徹底などにより、未然に防いでまいります。

また、旅費の支給につきましては、用務が完了し金額が確定したものは速やかに支給手続が取れるよう、各所属長に伝えてまいります。

次に、項目14、辞令を任用の日に本人に手渡すことについてです。

臨任講師等につきましては、近年は、採用に苦慮していることや発令内容が多岐にわたることなどから、やむを得ず辞令の交付が遅れる場合もありますが、できるだけ早く交付できるよう努めてまいりたいと考えております。

前川保健体育課長 私からは、陳情第23号のうち、項目8、産業医資格のある健康管理医の配置に関することについて

御説明をいたします。

産業医資格を持つ医師が少なく、また多忙な医師も多いことから、労働安全衛生法上、産業医の選任義務のない教職員数50人未満の学校において、産業医資格を有する医師を配置することは難しいと考えておりますが、これらの学校におきましても健康管理医を配置しております。その健康管理医には、教職員の健康相談に応じていただくなど、教職員の健康の保持増進に関して指導、助言をいただいているところでございます。

丸田県立高校改革推進課長 陳情第24号－2、県内どこに住んでいても学習の機会が保障されるよう、来年度の県立高校募集定員を減らさないことを求める陳情について御説明いたします。

項目1、募集定員割れを理由に来年度の募集定員を減らさないこと。項目2、募集定員をやむを得ず減らす場合、定員減で対応すること。項目3、少人数学級を後退させず拡充すること。項目4、各学校の志願者数の推移のみを基準とした学級編制方針を抜本的に見直すこと。項目5、中学校3年生の進路希望を反映すること。項目7、学区間の募集率の不均衡を是正すること。項目8、学区間の普通科割合の不均衡を是正すること、これらについて一括して御説明いたします。

学級編制につきましては、昨年度から、学級定員は40人を標準とし、これまでの普通科系学科と職業系専門学科の割合に配慮しつつ、各校の学科ごとに、直近4年間の中学校志願状況と当年度末の各中学校の卒業予定者数から翌年度の志願見込数を推計し、募集定員を設定することを基本とし、生徒のニーズを踏まえた定員設定としております。

加えまして、県内の私立高校には少ない職業系専門学科については、学びの場の確保の観点から、必要に応じて少

人数学級により学級数を維持することとしたところでございます。

令和9年度の学級編制につきましては、昨年度に整理した基本的な考え方をベースに、新時代ハイスクール構想の第1期の再構築に伴い閉校となる学校において、生徒が日々の授業や学校行事、部活動など、充実した学校生活を送れる教育環境の維持や、新時代ハイスクールの開設に向けた環境整備などの観点からも検討を進めているところでございます。なお、県立高校の1学級当たりの人数は、国の法律で40人とされていることを踏まえ、1学級の定員は40人を標準としてきております。

一方で、少人数学級については、学科などの特性を踏まえ、職業系専門学科の一部で取り入れますとともに、令和6年度と令和7年度の学級編制では、普通科の一部を定員減で対応したところでございます。

少人数学級の導入につきましては、まずは国による定数改善が必要であると考えており、引き続き国に対し要望してまいります。

続きまして、項目6、募集定員割れを問題視し、募集定員削減、高校統廃合の口実にしないことについて御説明いたします。

現在、第1期に開設するグローバルハイスクール1校と未来探求ハイスクール4校について、具体的な学校像を検討しているところでございます。

今後、新時代ハイスクールの教育内容の提供に必要な施設設備を備えているかや、通学の利便性などの観点から、どの高校の敷地、施設を活用して新たな新時代ハイスクールを設置することが最適かについて検討を進めてまいります。

その上で、新時代ハイスクールを設置するエリアにおけ

る県立高校の配置状況や今後の中学校卒業予定者数などを踏まえ、閉校とする高校を検討することとしております。

項目9及び10につきましては、経営管理部が所管するものでございます。

瀬川委員長 ただいま当局から説明を受けましたが、これについて御意見等はありませんか。——ないようですので、これで陳情の審査を終わります。

3 閉会中継続審査事件の申し出について

瀬川委員長 次に、閉会中継続審査事件の申し出の件を議題とします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、資料の申し出案のとおり、議長に申し出たいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

瀬川委員長 御異議なしと認めます。

よって、申し出案のとおり、議長に申し出ることと決定しました。

4 教育警務行政当面の諸問題について

(1) 報告事項

資料配布のみ

警務部

- ・令和8年度警察官（第1回）採用試験の実施状況

地域部

- ・夏山警備体制の強化

交通部

- ・夏の交通安全県民運動の実施

(2) 質疑・応答

佐藤委員

- ・アントレプレナーシップ教育の推進について
- ・小中学校における発達障害児等の支援体制について

- ・防犯カメラを活用した捜査の一層の強化について
- ・県内企業等のサイバー犯罪被害防止について

尾山委員

- ・事件等発生時における警察の学校等への連絡体制について
- ・高速道路の飲酒運転対策について

鍋嶋委員

- ・富山県の匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）対策について
- ・横断歩道・交差点の安全対策の推進について

大門委員

- ・高校再編に係る今後の公表について
- ・県立高校と大学との連携強化について
- ・校長、教頭の外部人材の登用について

永森委員

- ・普通自転車歩道通行可の規制について
- ・高齢ドライバーの認知機能検査等について

鹿熊委員

- ・新時代とやまハイスクール構想について
- ・「教育課程柔軟化サキドリ研究校事業」について
- ・教育に関連するウェルビーイングについて

瀬川委員長 それでは、報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

佐藤委員 通告に従いまして、初めに、アントレプレナーシップ教育の推進について伺います。

予測困難な時代を生き抜く力を養う教育として、アントレプレナーシップ教育——いわゆるアントレ教育が注目を集めており、政府はスタートアップ育成5か年計画において、アントレプレナーシップ教育の推進を掲げております。

その本質は、起業家を育てることだけではなくて、地域や社会の課題に主体的に向き合い、挑戦する力を育むことにあると考えます。

A I の急速な進展や社会の変化が加速する中で、子供たちには知識の習得だけではなく、自ら課題を発見し、多様な人々と協力しながら解決策を考え、新たな価値を創造する力が求められております。

富山県にはものづくり産業や農林水産産業、観光資源、伝統産業など豊かな地域資源があり、子供たちが地域課題の解決や地域の魅力発信に挑戦できる環境が整っております。

そこで、本県においても、探究学習やキャリア教育を発展させる形で、小中高校を通したアントレプレナーシップ教育を推進し、失敗を恐れず挑戦する力や地域課題を解決する力を育む取組のほか、県内企業や大学と連携し、子供たちが地域課題の発見から実践発表までを体験する学習を充実させるべきと考えますが、木下小中学校課長の所見を伺います。

木下小中学校課長 アントレプレナーシップ教育において大切とされる、様々な困難や変化に対し自ら行動を起こし、新たな価値を生み出していく精神や、A I が進展する社会でどのように生きるかを考え実行する力を身につけることは、予測困難な時代を生き抜く子供たちに必要な力であると考えております。

これまで小中学校では、地域の課題を見つけ、自分たちにできることを実践し発信する問題発見解決型学習や、急速に変化する社会での生き方を主体的に考えるキャリア教育を実施しております。

また、高校では、「社会へ羽ばたく17歳の挑戦」におきまして、高校生が富山大学と協働し、地元スポーツチーム

の商品開発をするなど、起業や高度な専門知識、技術の習得などの実践的な取組を地域産業界の協力を得ながら進めております。

アントレプレナーシップ教育の趣旨は、これらの取組にも反映されておりますが、今年度は新たにアントレプレナーシップ教育への取組としまして、教員の意識向上のために、その概念や必要性などを学ぶ研修会を設けたほか、小中学生へのキャリア教育の充実として、地域企業と連携し、将来の進路選択を考える冊子などを作成しまして、学校での取組に役立てていただくこととしております。

また、今後、国の高校教育改革に係る改革先導拠点でも、企業や大学等との協働による実社会ベースの課題解決学習などを展開いたします。

引き続き、地域資源である企業や大学等との連携を深め、専門的な学びが得られる探究学習への支援やキャリア教育の充実に努めてまいります。

佐藤委員 アントレプレナーシップは、起業家精神といったこともありますけれども、冒頭で申し上げましたとおり教育の場で子供たちの生き抜く力を養っていくというのはやはり大事な観点だと思いますので、また今後ともよろしくをお願いします。

続いての質問に入らせていただきます。

小中学校における発達障害児の支援体制について伺います。

私は先般、東京都の港区を視察してまいりました。全ての港区の区立小中学校に配置されているスペシャルニーズアシスタント——SNAと呼ばれておる制度ですけれども、その取組について伺うため、青山小学校に出向いてまいりました。

このSNAは、通常の学級に在籍する発達障害のある児

児童生徒や、学校生活に困難を抱える児童生徒に寄り添いながら、一日を通して生活面や学習面の支援を行うというものであります。

担任だけでは把握し切れない休み時間や移動時間を含めて継続的に見守ることで、児童生徒の安心感につながるとともに、教員や保護者との情報共有にも大きな効果을上げておられました。

そこで、本県における小中学校の通常の学級に在籍する発達障害等の特性を持つ児童生徒への、生活面を含めた支援体制の現状をどのように認識しているのか、魚津特別支援教育課長に伺います。

魚津特別支援教育課長 東京都港区のスペシャルニーズアシスタントは、小中学校等において、教育上特別な支援を必要とする児童生徒の学習、または生活上の必要な支援を行う特別支援教育支援員に位置づけられます。

文部科学省は、この支援員の配置促進のため、平成19年度より交付税措置をしております。

県教育委員会では、この支援員をスタディ・メイトとして各市町村で任用し、配置しております。昨年度の配置数は546名であり、平成19年度の約5倍の増加となっております。

市町村からの聞き取りでは、小中学校はほぼ全てに、中学校は約8割に配置しており、担任等と連携して支援を行っております。

保護者からは「目を配ってもらい、安心できる」、また、子供たちからは「授業が分かるようになった」という声がある一方で、配置時間は1日6時間未満の勤務が多く、教員との情報共有等の時間が取れないなどの課題も聞いているところです。

県教育委員会としては、引き続き、こうした外部人材の

活用が重要であると考えており、スタディ・メイトの拡充と資質向上を図るため養成講座を実施し、スタディ・メイトが積極的に配置されるよう、市町村と連携してまいりたいと考えております。

佐藤委員 富山県内でいえばスタディ・メイトということです。いろいろな時代の変化もあるのですが、そういった特性を持った子供たちが大変増えておりますので、子供たちのためにサポートできるよう、もちろん財政的な支援も大きいと思いますけれども、現場への先生の配置など行政の体制も整えているということで、ぜひともまた、具体的な対応を重ねてお願いしたいと思います。

続いて、警察本部関係について質問に入らせていただきます。防犯カメラを活用した捜査の一層の強化について伺います。

御案内のとおり、特殊詐欺や広域強盗、また、子供や高齢者を狙った犯罪など、県民生活を脅かす事案は依然として後を絶たない状況であります。

このような中で、防犯カメラは高精細化やＡＩ技術の進展により、犯罪捜査や犯罪抑止において極めて重要な役割を果たしております。特に、複数のカメラ映像をつなぎ合わせて容疑者の動線を追跡する、いわゆるリレー方式での捜査等は、広域化、巧妙化する犯罪への有効な手段となっており、事件、事故の早期解決に大きく寄与しております。

さらに、近年は、ＡＩによる画像解析技術の進歩により、人物や車両の特徴を迅速に抽出し、膨大な映像データから対象を効率的に検索することが可能となっているようです。

こうした技術は、プライバシー保護や適正運用に十分配慮する必要がありますけれども、捜査員の負担軽減と迅速な犯人追及に大きく貢献するものと期待をしております。

そこで、改めて、本県の防犯カメラ映像等を活用した捜査の現状と課題について、中林刑事部長に伺います。

中林刑事部長 当県の刑法犯認知件数は、戦後最少となった令和４年以降、増加に転じているほか、いわゆる闇バイトを初めとした匿名・流動型犯罪グループなどによる特殊詐欺の被害が深刻化しており、緊張感を持って治安課題に対処しているところであります。

リレー方式をはじめとする防犯カメラ画像などの分析は、昨今の防犯カメラやドライブレコーダーの普及に伴い、有効かつ重要な捜査となっており、それにより被疑者の検挙に結びついた事件は、年々増加傾向にあります。

一方、防犯カメラなどの画像分析による捜査は、被疑者の逃走経路を画像から時系列で追跡するリレー方式の捜査では、特に捜査範囲が広範囲にわたるため、画像などの回収やその解析に多大な時間とマンパワーを要している現状にあります。

委員御指摘のＡＩ機能搭載の画像解析技術につきましては、複数の画像などを同時に解析することが可能であるとともに、解析速度も格段に向上することなどが見込まれ、人的・時間的コストの軽減が期待されるところであります。

県警察といたしましては、今後も引き続き、画像解析技術をはじめ、捜査の迅速化、効率化、省人化につながる先端技術を活用した捜査体制の高度化に努めてまいります。

佐藤委員 昔のドラマではよく「足で稼ぐ」ということ言っていましたけれども、現場は大変なマンパワーを使って捜査をされている状況だと思います。答弁にありましたように、やはり高い技術を利用しながら、貴重なマンパワーを別のところにより使っていただけるよう、また、働き方改革も当然あると思いますので、ぜひまた進めていただきたいと思います。

引き続いて質問します。特殊詐欺の受け子や出し子、さらに広域強盗グループなどは、市町村の枠を超えて移動するケースが多く、こうした犯罪への対応には、地域ごとに点在する防犯カメラを有効につないで、広域的な捜査を可能とする防犯カメラネットワークの構築が重要と考えます。

また、防犯カメラは事件発生後の捜査手段にとどまらず、犯罪を未然に防ぐ、地域の見守りインフラとしての役割も担っており、県民が安心して暮らせる富山県の実現に向け、県警と市町村、また、民間事業者が連携を深め、防犯カメラネットワークの充実を図ることが重要だと考えます。

そこで、特殊詐欺や広域犯罪等の未然防止、早期検挙に向け、県警として自治体や民間企業者との連携をさらに強化し、県内の防犯カメラネットワークの充実を図るべきと考えますが、今後の取組について、青野生活安全部長に伺います。

青野生活安全部長 委員御指摘のとおり、防犯カメラは犯罪の抑止や事件事故の早期解決に資するなど、県民の安全・安心を確保する上で大変有用なものであると認識しております。

県内各地に設置された防犯カメラの効果を十分に発揮させるためには、犯罪の発生状況や地域の実情を踏まえ、必要な場所に防犯カメラが設置されていることが重要であり、県警察では、その設置促進に取り組んでおります。

具体的には、県警察で危険箇所等を選定し、地域の自治会や町内会等に防犯カメラを貸し出し、防犯効果を体感していただく事業を実施しており、これまで県内459地区に668台を貸し出し、そのうち約9割の599台が買い取られているところであります。なお、県内12市町村においては、防犯カメラの設置に係る補助制度が設けられており、県警察の貸出しカメラの買取りにも活用されていると承知して

おります。

さらに、昨年11月からは、県道路課が管理する雪害対策カメラ画像を県警察がリアルタイムで確認できるよう整備したほか、一部自治体との間では、夜間や休日においても防犯カメラ画像を迅速に活用できる取組を行っており、事件の早期検挙等につなげております。

県警察では、今後も特殊詐欺や匿名・流動型犯罪グループによる広域犯罪などの犯罪発生実態を踏まえて、防犯カメラの設置主体である自治体等との連携を一層図りながら、効果的な防犯カメラの設置促進に取り組んでまいります。

佐藤委員 私の地域では、最初は警察の補助制度を使って防犯カメラを設置していたと思いますが、今はもう予算がなくなっただという状況であります。そういったことから、市の助成などを踏まえて、答弁いただいたように、各地域で設置していると……。

当初は防犯カメラを設置することで、個人情報云々が心配という話は、やはりどこの地域でもあったのですけれども、今は犯罪抑止という意味で、防犯カメラの設置を望む声が大きくなっているかと思います。犯罪捜査は連携が非常に効果を増すと思っていますので、ぜひとも連携とともに、そういった啓発も重ねていただきたいと思います。

続いて、県内企業等のサイバー犯罪被害防止について伺います。

近年、ランサムウェアによるサイバー攻撃はますます巧妙化しておりまして、大企業だけでなく、中小企業や医療機関、自治体などにも深刻な被害が及んでおります。

本県においても報道がありましたけれども、県内企業が大きく打撃を受けて、システム復旧に多額の費用を要する事案が発生したほか、昨年、県警に寄せられたサイバー犯罪に関する相談件数は、過去最多と伺っております。サイ

バー空間の脅威は、身近なものとなっております。

こうした犯罪は、一度被害を受けると事業継続や社会インフラにも大きな影響を及ぼすことから、事件発生後の捜査はもとより、被害を未然に防ぐための取組がこれまで以上に重要であろうと考えます。

そこで、伺いますけれども、県警では県内企業や医療機関、自治体などのサイバーセキュリティ対策を一層強化するため、関係機関や民間事業者とどのように連携し、最新の脅威情報の提供や実践的な訓練、相談体制の充実など、被害の未然防止に向けた取組を今後どのように進めていかれるのか、青野部長に伺います。

青野生活安全部長 令和7年中の県内におけるサイバー犯罪に関する相談件数は2,329件と、前年比で344件増加し、過去最多となっております。

本年1月には、事業者のパソコン等のデータを暗号化することによって使用不能にした後、元に戻すことと引換えに身代金を要求するランサムウェア被害が確認され、警察の支援により大部分のデータ復号に成功したところであります。

県警察では、サイバー事案の被害防止、連携対処を目的として、県内の金融機関や医療機関をはじめ商工会議所、商工会との間で、サイバー犯罪の共同対処に関する協定等を締結しており、企業・団体等の職員向け講習会の開催、最新の脅威情報や被害防止対策等に関する情報発信、セキュリティ診断とその結果に基づく必要な助言、指導を実施しております。

また、重要インフラ事業者等と県警で設立いたしました富山県サイバーテロ等対策連絡協議会では、事業者に対する個別訪問や標的型メール訓練等を実施し、必要な情報交換、連絡体制の確立等、官民連携した取組を推進し、被害

の未然防止を図っております。

県警察では、広く県内企業や医療機関、自治体などに対し、県警公式アプリ「とやまポリス」や富山県警察安全情報ネット等の広報媒体を用いて、タイムリーな情報発信を継続するとともに、相談、通報の促進を呼びかけるなど、事業者のセキュリティー意識の高揚と被害の未然防止、拡大防止に取り組んでまいり所存であります。

佐藤委員 県警の高い技術、また、民間との連携も本当に全国的にも有能な取組をしていると日頃から思っております。これは全国的な傾向でありますし、大変な御尽力がこれからも必要だと思います。ぜひともまた、脅威インテリジェンスと言われますけれども、また、いちごっこといえはそうなのかもしれませんが、やはり県民の安心・安全とともに、企業にも、県警もサポートしているということは、私どももしっかりとアピールしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

尾山委員 質問に先立ちまして、先般お亡くなりになりました川上浩議員の御冥福を心からお祈りいたします。急逝ということもあり、非常に情熱的な方でしたので、恐らく積み残しの課題もたくさんあるのだと思います。そういったものを一つでもしっかり形にできるように、また精いっぱい努力をしていくことをお誓い申し上げて、質問に入らせていただきたいと思います。

私からは2つ質問があります。1つは、6月2日の早朝に新庄地域で起きた傷害事件についてです。その地域には小学校が2校、中学校が1校、高等学校がありますが、その事件が早朝にあったものの、学校に対する連絡は午後になったということです。

そういう状況の中で、小学校の子供たちが下校時に親御さんが迎えに来たりという、緊急の体制を取らずに通常下

校になったということでした。これは、非常に危険な状態であったと私は認識をしております。

この事件発生時における警察の学校等への連絡体制について、青野生活安全部長にお尋ねします。

青野生活安全部長 県警察では、平成30年6月に政府が策定した登下校防犯プランに基づき、子供の安全確保に関する情報提供に関して、警察署と小中高等学校との間において、夜間・休日を含めた連絡体制を構築しており、毎年4月に連絡体制の更新を図っております。

また、警察本部と県及び県教育委員会の間においても同様に連絡体制を構築しております。

事件発生時における学校等への情報提供につきましては、子供の安全確保を第一に、連続発生のおそれなどの具体的状況に基づき、その必要性を判断して行っているところであります。

今回の傷害事件につきましても、慎重に必要性を判断する必要がある、関係者等の聴取をはじめ、状況を確認できた段階で速やかに警察から周辺の学校や市、県教育委員会等に直接電話して情報提供を行い、併せて富山県警察安全情報ネットでのメール配信や県警公式アプリ「とやまポリス」での情報発信を行いました。

県警察としましては、今後とも、発生を認知した事案に応じまして情報提供の実施や、その内容に関して迅速かつ的確に判断するとともに、ふだんから学校関係者等と緊密に連携を図り、適時適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

尾山委員 釈迦に説法のような話になりますけれども、やはり危機管理の要諦というのは、最悪の事態を想定して最善の策を立てていくということだと思いのですね。

今回、最悪の事態を考えたときに、被疑者と言われる者

がどこかに潜伏していて、子供たちに危害を加えるというのが多分想定されうる最悪の状況だと思うのですよ。ですから、そういった状況を発生させないように、やはりしっかりと情報のやり取りをしていく。そういう最悪の状況は本当に絶対に発生させてはいけませんし、今回の事象で、学校側が状況を知らずに子供たちが帰ったとなると、もし万が一、そういう事件があったときに、その矛先は学校に向くわけです。これも避けなければなりません。

富山県は非常に治安のいい県で、本当に皆さんの警察能力をしっかりと発揮していただいておりますが、より緊張感を高めていただいて、二度とこのようなことが起きないような取組をぜひ行っていただければと思っております。

2つ目ではありますが、これは非常に残念な話であります。先般6月5日、高速道路の北陸道において、飲酒運転のトラックが工事現場に入ってきてまして、現場の作業員が2人お亡くなりになるという、大変痛ましい事故が起きました。本当に心から御冥福をお祈りしたいと思います。

恐らくこの事案を踏まえて、警察でいろいろな未然防止策を含めて、対策を取っていらっしゃると思うのですが、今、この高速道路の飲酒運転における取組、発生防止の取組はどのようなことに取り組んでいらっしゃるのか、古川交通部長にお伺いいたします。

古川交通部長 まず、今月5日、魚津市内の北陸自動車道で発生した大型貨物自動車による交通死亡事故におきまして、お亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈りいたしますとともに、御遺族及び関係者の方々に対しまして、謹んでお悔やみを申し上げます。

この死亡事故につきましては、56歳の運転者を過失運転致死及び酒気帯び運転の被疑者として通常逮捕し、現在、

全容解明に向けて所要の捜査を推進中ではありますが、県警察といたしましても、高速道路において、飲酒運転の長距離トラックドライバーによる重大事故が発生した事実を極めて重く受け止めているところでございます。

高速道路における飲酒運転対策につきましては、これまで高速道路交通警察隊において、インターチェンジでの検問を中心に行ってきたところでありますが、本件事故発生以降、高速道路全域でのパトカーによる警戒活動の強化をはじめ、6月12日には高速道路サービスエリアなどにおいて、関係機関等と連携し、長距離トラックドライバーへのアルコールチェックや、飲酒運転防止を呼びかけたところであります。

また、6月15日から19日まで、高速道路インターチェンジを管轄する12の警察署において、インターチェンジで大型貨物自動車を対象とした飲酒検問を実施するなど、再発防止対策を推進中でございます。

また、今後は必要な安全対策を講じた上で、高速道路のサービスエリア等においても、昼夜間における飲酒検問や、ドライバーに飲酒運転撲滅を呼びかける広報啓発活動を継続的に行っていくほか、安全運転管理者講習等の場で、アルコール検知義務化の啓発を行うなどの対策も講じていくとしております。

県警察といたしましては、重大事故に直結する極めて危険かつ悪質な飲酒運転等への取締りを強化するとともに、関係機関・団体と緊密に連携を図りながら、高速道路における飲酒運転根絶に向けた諸対策を推進してまいります。

尾山委員 サービスエリアのごみを清掃している私の仲間聞いたところ、トラックが駐車する区間によく酒の空き缶が落ちていらしいです。それを拾って歩くらしいのですけれども、かなり頻繁にそのようなことがあるということ

を聞いています。

高速道路というのは御存じのとおり、特殊な環境ではないですか。乗ると、出るまで、よっぽどのことがない限り止められないんですよね。ですから、例えば飲酒検問をインターチェンジで行い、高速に乗って、どこかのサービスエリアで止まって酒を飲むとそのまま走って出るまで、よっぽどのことがない限りは、特殊な環境ですから、飲酒運転という状況をなかなか確認しづらい状況にいると思うのですね。

非常に特殊な環境でありますので、もちろんサービスエリアでいろいろな啓発もしていただいております、それから、インターチェンジの降り口、乗り口で検問もしていただいております。これも非常に大事なのですが、やはりサービスエリアで、例えば、入ってくる車やトラックを1回止めて、そこで飲酒検問を行うなど、実効性をより高めるような取組をしていただきたいと思います。

調べましたら、首都高速道路辺りでも、飲酒検問を車を止めてでも行っているようなところもあるらしいですよ。ですから、決して高速道路で走っている車を止めて飲酒検問をするというのは、前例がないわけではありませぬので、二度とこういう事故が起きないように、しっかりとそういうことをお取組いただいて、飲酒運転撲滅への強い姿勢を、こういう事故があった県として、お示しをいただきたいと思います。お願い申し上げます。

鍋嶋委員 最初に、富山県の匿名・流動型犯罪グループ対策について伺いたします。

近年、SNSを利用して実行役を募り、特殊詐欺や強盗、窃盗などを繰り返す匿名・流動型犯罪グループ、いわゆるトクリュウによる犯罪が全国的に深刻な社会問題となっております。特に、高額報酬や簡単な仕事などといった甘い

言葉で募集される、いわゆる闇バイトに応募した若者が、軽い気持ちから重大犯罪に加担し、被害者だけでなく、加害者にもなってしまいう事案が相次いでおります。

こうした犯罪は、SNSや通信アプリを悪用し、指示役と実行役が匿名性の高い環境で結びつくため、従来の組織犯罪とは異なる特徴を持っており、その実態把握や摘発には、高度な捜査力と広域的な連携が求められております。

本県においても、特殊詐欺や闇バイトに関連する事案への対応が重要な課題となる中、県警察におかれましては、首都圏などの他都道府県警察との連携や情報分析を進め、トクリュウの検挙にも成果を上げておられると承知しており、県民の安全・安心を守るため日夜尽力されている関係者の皆様に、敬意を表するものであります。

そこで、本県におけるトクリュウに関連した特殊詐欺、強盗事件、闇バイト事案の発生状況と、こうした犯罪組織の壊滅に向けて、広域捜査やSNSを活用した情報収集など、今後どのような取締りを進めていくお考えなのか、お聞かせください。

あわせて、県内の若者が闇バイトなどを通じて犯罪組織に取り込まれることのないよう、学校や教育委員会との連携した啓発活動をどのように進めておられるのか、今後の取組方針についても、中林刑事部長の考えをお聞かせください。

中林刑事部長 本年5月末現在、県警察が検挙した、いわゆるトクリュウと呼ばれる匿名・流動型犯罪グループのメンバーは36人であり、主な内訳は、詐欺が6人、薬物事犯が5人、窃盗が1人であり、強盗事件の認知はありませんでした。検挙した36人のうち、全体の約2割となる7人が20歳未満となります。

また、いわゆる闇バイトと呼ばれるSNSから応募して

犯行に加担した者は、全体の約４割となる１５人であり、そのうち１人が２０歳未満となります。

県警察では、令和６年４月に設置した本部長直轄の治安対策プロジェクトチームを司令塔として、部門横断的に情報共有、実態解明を推進し、取締りを強化しているところであり、昨年は匿名・流動型犯罪グループによる広域的な暗号資産投資名下の詐欺、金融商品取引法違反事件を検挙し、その後の捜査から、犯罪収益が暴力団関係者に還流している実態を突き止め、暴力団組長らの検挙にも至りました。

さらに、事件捜査に合わせて、繁華街における暴力団排除活動を行い、実態把握活動を推進するとともに、暴力団排除機運の醸成を図ったところであります。

また、若者が闇バイトに応募するなど、安易に犯罪に加担しないよう、県内の学校と連携しまして、ＳＮＳ危険防止研修会などを開催したほか、大学生に対しては、県警察が作成した闇バイト注意喚起動画を活用するなど、若者の規範意識向上に向けた啓発活動や、サイバーパトロールによる管理者に対する削除依頼及び投稿者への警告など、ＳＮＳ上などでの違法・有害情報対策を行っているところであります。

県警察では、今後も中核的人物の検挙や犯罪収益の剥奪に向けて、各都道府県警察及び警察庁と連携して、匿名・流動型犯罪グループの壊滅に向けた戦略的な取締りと実態解明を進めるとともに、学校、教育委員会などの関係機関と連携しまして、若者が犯罪に取り込まれないための啓発活動を推進してまいります。

鍋嶋委員 結構ニュースでは、若い人たちの犯罪が目立つわけでありまして。やはりそれは全国的に、無作為にＳＮＳを送っているのか、ピンポイントで送っているのか、それは

分からないのですけれども、無作為に送っているとなると、富山県でもそういった情報を手に入れる若い人——高校生などもいるのではないかと考えております。

サイバーのパトロールといったことはもちろんですが、学校などに赴いて啓発をして、富山県からは被害者及び加害者を1人も出すことのないようにという思いで取り組んでもらえたらなと思いますので、またよろしく願いします。

では、次の質問に入りたいと思います。

県内では通学路や生活道路において、歩行者が関係する交通事故が依然として発生しており、特に高齢者や子供たちが安心して道路を利用できる環境づくりが重要となっております。

そのような中、横断歩道や停止線などの区画線については、経年劣化に加え、交通量の多い路線では車両の通行による磨耗、さらには本県特有の除雪作業の影響などにより、消失や視認性の低下が見られる箇所が少なくありません。視認性の低い横断歩道は、歩行者の安全確保やドライバーへの注意喚起の面でも課題があると考えます。

県では、道路改良事業の一部を見直して、財源を確保し、2029年度までの4年間を集中期間として15億円を投入し、区画線整備や再舗装を進める方針を示されております。今年度は約400キロの区画線を引き直す予定と伺っており、交通安全対策として大いに期待しているところです。

これまで県が実施してきた横断歩道の整備や更新について、交通事故の減少や歩行者の安全性向上といった観点から、その効果をどのように分析しておられるのでしょうか。また、塗り直しが必要な箇所はどの程度あるのか、そして現在までの整備、補修の進捗状況についてお聞かせください。

さらに、地域住民から信号機の新設要望が寄せられているものの、設置が困難な交差点も多数あると承知しております。そういった箇所については、カラー舗装や路面標示の強化など、ドライバーに注意を促す安全対策を道路管理者へ積極的に働きかけるべきと考えますが、古川交通部長の所見をお伺いします。

古川交通部長 横断歩道の整備効果につきましては、歩行者が道路を横断する場所を指定することで、歩行者の無秩序な道路の横断を抑止し、歩行者の安全を確保するとともに、車両の運転者が横断歩道により歩行者の存在を予測しやすくなることで、横断歩道手前で減速するなど、交通事故の発生を抑止する効果があると考えております。

横断歩道等の塗り直しにつきましては、地域住民からの情報提供や警察官の街頭活動などを基に、道路標示の薄くなった箇所を把握し、その摩耗度合いや交通事故の危険性等を勘案して、計画的に塗り直しを実施しております。

塗り直しの時期につきましては、春の新学期が始まるまでに、小学校や保育園等の周辺の横断歩道を優先に2月から実施しており、令和8年度は、県内の約7,200か所に設置されている横断歩道のうち、補修の必要が認められた761か所について、7月中旬までに終了する予定で、現在塗り直しを進めているところでございます。

県警察といたしましては、令和8年度から実施している県土木部との一括施工をはじめ、引き続き道路管理者と連携を図りながら、安全・安心な道路環境の確保に努めていくとともに、財政当局とも協議の上、必要な予算の確保に努めてまいります。

なお、地元住民から信号機の設置要望がある交差点につきましては、信号機の設置の必要性があるか検討を行った上で、信号機を設置しない場合で、信号機以外の交通安全

対策が必要と考えられる場合におきましては、道路管理者に対しまして、カラー舗装などについてしっかりと働きかけているところでございます。

鍋嶋委員 7,200か所の横断歩道があるうちの761か所を7月中旬までに補修するということで、約1割を直されるということでもありますけれども、多いのか少ないのかはあれですけれども、やはり私が感じているのは、昼間はある程度、区画線が分かり、人が立っていたら止まらなければいけないというのは意識しているのですけれども、問題は夜ですよ。夜の横断歩道は、しっかりと塗られていれば、はっきりと分かり、横断歩道があるなと思って、人がいないか見ることができるのですけれども、やはり薄れていると、夜はそのまま通過してしまうことを身をもって分かっています。そういったことがないように、優先順位をつけて——それがこの761か所に入っているとは思っているのですけれども、徐々に補修して行って、見えなかったことが原因で起きる事故が少しでもなくなればと思います。その辺もまたよろしくお願いいたします。

では、次の質問に入ります。

各種の調査によりますと、本県は、横断歩道を渡ろうとする歩行者がいるにもかかわらず、一時停止しない車の割合が、数年前には全国ワーストとなったこともありました。

近年は改善傾向にあるものの、依然として高い水準にあり、運転者の歩行者優先意識の向上が大きな課題となっております。

横断歩道の安全確保には、区画線の補修や道路環境の整備に加え、運転者一人一人が歩行者優先を確実に実践する意識を持つことが不可欠であります。

県では、横断歩道手前で確実に停止する意識を県民にどのように浸透させていくお考えなのか、古川交通部長の所

見をお聞かせください。

古川交通部長 委員御指摘のとおり、昨年、日本自動車連盟から公表されました信号機のない横断歩道における実態調査におきまして、当県の一時停止率は、令和6年の31.6%から60.9%に大きく向上し、全国平均を4.2ポイント上回る結果が示され、民間会社による調査であるとはいうものの、依然として約4割の運転手が一時停止をしていない結果であり、県警察といたしましては、横断歩道における歩行者優先意識のさらなる向上が課題であると認識しております。

県警察ではこれまでも、県や市町村、関係機関・団体と連携を図り、重大事故に直結する横断歩道上での交通事故防止対策として、運転手に対しては、横断歩行者がいる場合における横断歩道手前における減速義務や一時停止義務の遵守、歩行者に対しては、横断歩道の利用促進とハンドサインによる横断する意思表示の実践を呼びかけてきたところでございます。

具体的には、昨年7月に横断歩行者妨害違反取締りPTである「歩保笑み隊」を設置いたしまして、精鋭的な活動体制で交通違反の検挙や、交通安全指導などの街頭活動を強化したほか、関係機関・団体との一層の連携強化を図り、県民参加型の交通安全呼びかけ動画コンテストの実施や、県出身漫画家デザインによるポスターの制作、さらには民間企業の協力による交通安全テレビCMの放送など、「横断歩道は歩行者優先」を啓発する活動を展開したもので、CMについては、現在も放映していただいております。

本年も、来月の7月には歩保笑み隊を再結成いたしまして、街頭活動の強化を予定しているほか、市のSNSを活用した啓発活動にも取り組むこととしており、これまでの取組と併せて発展、継続させることにより、交通事故防止

を図るとともに、県民一人一人の交通ルール遵守意識とマナーの向上に努めてまいり所存でございます。

鍋嶋委員 一時停止率は31%余りのものが60%となると、かなりよくなっていると思うわけですがけれども、やはりこういった交通安全教育や交通啓発活動を受けたからといって、後で忘れてしまうことが多いと思う中で、CMやいろいろな媒体を使ってPRすること——テレビやポスターで見たりすることというのは、そうしなければいけないという意識をつけられると思うので、また引き続き取り組んでいただきたいと思います。

あと1つ聞きたいのは、よく横断歩道で止まっていると、歩行者がまだ後ろに人がいるからか、連れがいるからかどうなのか、ドライバーに先に行ってくださいと譲られ、それでは発車しようと思ったら捕まったと聞くのですけれども、それはやはり駄目なものなのですか。

古川交通部長 お答えすることが難しいですが、一般的にはドライバーと歩行者がしっかりとアイコンタクトを取っていただいて、歩行者が促されて、ドライバーが行かれる場合については問題ないと考えます。

鍋嶋委員 そうなのですね、いいことを聞きました。ありがとうございます。

次の質問に移りたいと思います。

高齢運転者による横断歩道での歩行者妨害であったり、一時停止違反、信号無視などが社会的な関心を集めております。

一方で、多くの高齢者の皆さんは、長年にわたり交通ルールを守り、安全運転に努めながら、地域社会を支えてこられました。しかし、加齢に伴う認知機能や身体機能の変化により、危険の発見が遅れたり、判断に時間を要したりすることが、事故につながるケースも見受けられます。

高齢運転者による横断歩道での歩行者妨害や一時停止違反、信号無視などに起因する事故件数は、近年どのような傾向にあるのでしょうか。

また、法令で定められている高齢者講習や県警が実施するシルバードライビングスクールは、現在どのようなカリキュラムで行われているのでしょうか。

交通空白地が広がる中、公共交通機関の利用が厳しい地域では、自動車は高齢者の生活を支える重要な移動手段です。高齢者だからと一律に免許返納を求めるのではなく、安全運転能力を維持、向上していただくことが重要と考えます。

横断歩道での歩行者優先の徹底や一時停止、危険予測訓練など、より実践的な内容へ講習を充実させ、カリキュラムの見直し強化を進めるべきと考えますが、古川交通部長の御所見をお聞かせください。

古川交通部長 高齢運転者が第一当事者となった事故の原因を違反別で見ますと、過去3年間では、一時不停止や信号無視は横ばいで推移しておりまして、令和7年中におきましては一時不停止が54件、信号無視が45件となっております。

なお、歩行者妨害につきましては、令和5年は21件、令和6年は39件、令和7年は42件と、年々増加している状況にあります。

委員お尋ねの高齢者講習につきましては、道路交通法及び道路交通法施行規則に基づいて、70歳以上の方を対象に実施しているものでありまして、加齢に伴う身体機能の変化に関する講義や運転適性検査、実車指導を通じて、安全運転に必要な知識や技能の確認を行っております。

また、シルバードライビングスクールは、県下の指定自動車教習所及び富山県交通安全協会に事業委託をしており、

65歳以上の高齢者を対象に、安全運転の基本に関する講義や、ドライブレコーダーの映像を活用した運転検証等の座学のほか、危険回避や一時停止交差点の通行方法等の実車による指導を行い、高齢運転者の安全運転意識と技術の向上を図っているところであります。

お尋ねの高齢者講習につきましては、道路交通法等において全国一律に定められた法定事項でございまして、県において内容を変更することは困難と考えております。

一方で、シルバードライビングスクールにつきましては、近年の高齢者事故の実態を分析いたしましたところ、令和5年以降は、75歳以上の高齢者が第一当事者となる交通事故件数が特に増加している傾向にあり、その原因としましては、安全不確認や前方不注視、ハンドルやブレーキの操作不適が多くなっている状況を踏まえまして、カリキュラムを事故原因に見合った内容とし、事故防止に直結する運転技能に重点を置いた個別指導への見直しを行っていく必要があると考えております。

委員御指摘のとおり、高齢者の特性に応じた交通安全教育を推進することは重要な課題であると認識しており、県警察といたしましては、事故実態を踏まえた教育内容の充実を図ることにより、高齢運転者の運転技能の向上に努め、交通事故の抑止と運転寿命の延伸に取り組んでまいります。

鍋嶋委員 歩行者妨害が年々増えてきている状況の中で、やはり高齢者に少しでもそういった講習を受けてもらおう……。今、少子高齢化のあおりを受けて、自動車学校も生徒がどんどん減ってきていると言われる中で、自動車学校も合併をしていく時期に来ていると聞いております。

そういったときに、高齢者講習は国で定められたカリキュラムでやるわけでありましてけれども、やはりシルバードライビングスクールは、改良の余地が非常にあると思うの

で、今言われたような実践的な講習を、さらにまた別の形でやるとか——今まで1日、2日で終わっていたものを3日、4日間通ってもらうなどして、もちろん多少お金もかけてもらいながら、そういったことをすることで、自分で自信を持って車に乗れるようになり、安全性も自分なりに気をつけられるような運転ができるのかと思います。そういったカリキュラムの変更をして、高齢者にも車に乗っていただけるような形で、今までどれぐらいのスパンでシルバードライビングスクールをされているのか分らないですけれども、増やしてでもやっていかれればと思いますので、また検討していただければと思います。

大門委員 私からは、高校再編についていろいろと質問をしたいと思います。

今議会を見てみますと、高校再編、新時代とやまハイスクールについて多くの議論が交わされたと思っております。

そういった中で、今回の一般質問、永森議員の質問におきまして、高校の最終的な全体像を出して議論をしていくことによって、より議論が深まる。そして、富山県の皆さんが、より高校再編に興味が湧くという話があったかと思っております。

そのことに対しまして、大体7月から8月頃に、高校再編に関わる高校の配置数について、さらに地域を細分化して公表をするという答弁がありました。

私は、この答弁は非常に大きな一歩と思っております、こういったことを公表することによって、より地域の皆様、県民の皆さんに、高校再編についてより身近に感じてもらえる、地域に身近に感じてもらえるものになっていくのかなと思っております。

そういった中で、やはり気になる点がありまして、今回、地域を細分化して高校の配置数を公表すると言われました

けれども、この地域というのは、どこまで細かくして高校数を公表していくのかであったり、エリアによって高校数を発表するわけですがけれども、どの基準で学校数を設定したのかということでもあります。

今回の高校再編ですけれども、どの地域にどういった教育を置くのかというバランスが非常に大切になってくる、ここが私は大きなポイントだと思っております。

前回の教育警務委員会の質問で、看護科の話をさせていただきました。富山いずみ高校のことだったと思いますけれども、富山いずみ高校は富山学区にありまして、県全体から生徒は集まっていますけれども、富山学区の子供たちでやはり7割ぐらい集まっています、ほかの学区からはちょこちょこ集まっている状況でありまして、どの地域にどういった教育を置くかによって、そこに対して子供たちの受けられる教育も大きく変わってくる部分かと思っていますところでもあります。

今後、高校再編に係る高校の配置数について、さらに地域を細分化して公表するという答弁がありましたけれども、この細分化する地域はどこまで絞るのか、そしてまた、今回の配置数におきまして、どういった基準で高校を公表していくのか。

また、今回、配置された高校におきまして、新時代とやまハイスクール構想は7つの類型があると思いますけれども、その区分も併せて公表するのか、丸田課長にお伺いしたいと思います。

丸田県立高校改革推進課長 今般のハイスクール構想は、教育内容に着目し、現在の県立高校を7つの類型へと再構築するものでございまして、各期の学校像を具体化していく中で、目指す教育内容の提供に必要な施設設備を備えているかや、通学の利便性などの観点から、どの高校の敷

地、施設を活用して設置することが最適かを検討していくこととなります。

今後、7月下旬か8月には第1期設置方針案と併せ、令和20年度の目指す姿について、現在の県東部、県西部の学校配置数の目安を、さらにエリアを細分化しお示ししたいと考えております。

なお、この目安といたします学校数や学校類型ごとの配置数、また、必要となる教育内容につきましては、実施方針を羅針盤とし、今後の社会情勢や生徒・社会のニーズ、また、国の高校教育改革の方向性などによりましては、見直しを行うことも必要となる可能性がございます。

こうしたことを勘案いたしますと、お示しする学校配置数につきましては、一定程度の幅を持たせたもので行うことが適切ではないかということを考えているところでございます。

今後も、社会は様々な変化が想定されます。見直しの可能性がある情報によりまして、在校生や県民の皆様には不要な混乱を招かないようにといった視点も必要ではないかと考えておりまして、こうしたことも踏まえ、どのようにお示しできるか、検討を進めているところでございます。

また、エリアにつきましては、これまでの4学区ですとか、あるいは交通の便などを考慮したエリア分けなど、現在、様々な検討を行っているところでございます。

大門委員 課長が言われるとおり、今後の産業構造や未来の予想というのはなかなか困難である中、高校数に幅を持たせるということは、私は必要なことだと思っております。そういったところは、その時代時代によって変化をさせていくことが大事だと思っているからこそ、ある程度お示してもいいと思っているところであります。

そういったことを公表することによって議論を深め、時

代時代によって少しずつ変化をさせていくという方向で進めていけばいいのかと考えているところでもあります。

また、エリアに関しましては、学区ということが1つ出たと思っておりますけれども、まだそれは確定ではありませんが、より細かなものを公表することによって、やはりより自分ごとに考える方々、県民、そして地域が増えると思っております。もうすぐ公表になりますけれども、ぜひ議論を深めていただいて、また公表に向けて進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、県立高校と大学の連携についてお伺いをしたいと思います。

ここ最近、企業と高校との連携ということで、キャリア教育も非常に大切だということで、令和8年度はキャリア教育の元年度にしたいということも、いろいろと聞こえてくるわけですがけれども、大学との連携も併せて必要なことと私自身は考えているところであります。

高校教育改革の先導拠点ということで、魚津高校と小杉高校が選ばれました。その連携校として、大学では富山大学と県立大学が入っているという状況で、子供たちにとってより高度な教育、魅力的な教育が提供できると思っておりますし、大学生にとっても、より地域に密着した教育もできるのではないかと考えているところです。

そういった中で、文部科学省は地域構想推進プラットフォームを立ち上げました。大学の魅力化と併せて、高校と企業の連携を深めまして、地元の子供たちが地元の大学に行き、地元の企業に就職をするという仕組みをつくる議論をプラットフォームで進めていこうという流れもあると思っております。

この話は教育委員会も絡んでおりますし、経営管理部所

管の私学のほうが、恐らくメインとなって動いていくのかと思っております。

そういったプラットフォームが恐らく今後富山県でもできてくる中で、特に今、成長産業であります医薬、バイオ、サーキュラーエコノミー、半導体といった富山県として力を入れていきたい産業の人材育成を、高校、大学、そして企業と連携をしながら行っていく、しっかりと人材を供給していくという枠組みをつくっていくことが非常に大事だと思っているところなのですが、そういった観点から、県内の高校と大学との連携強化について、どのように今後進めていこうと考えておられるのか、宮池県立高校課長にお伺いをします。

宮池県立高校課長 委員御指摘のとおり、国は、地域構想推進プラットフォームや高校教育改革に関する基本方針において、高校と大学だけではなく、産業界や地域との連携強化を推進しております。

この方向性は、本県高校の魅力向上や地域人材の育成という観点からも、大きな可能性を持つものとして重要であると考えているところです。

県内高校と大学との連携につきましては、これまでも探究活動において、生徒が県内大学の教授や大学院生から直接指導を受ける機会や、富山大学との共催で県内高校生の探究活動の発表の場として実施しているとやま探究フォーラム、キャリア教育の一環として行っているアカデミック・インターンシップなど、県教育委員会としても各校の取組を支援しているところであります。

さらに、先般、文部科学省の産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業に係る改革先導拠点として、県内2校が採択されたところであります。

そのうち、魚津高校では、理数系人材の裾野を広げ、高

みを目指す取組を進める中で、県内大学との連携を強化することとしております。

例えば、富山大学では、理工学研究科で、夏季休業期間中に魚津高校生を中心に、数学・理科分野の研究に触れる機会を提供するインターンシップの実施を予定しておられまして、今後、他校へも展開させていただけるものと考えているところであります。

高校生が大学での専門的な学びを経験することは、学習意欲や進学意識の醸成だけでなく、ＡＩ、データサイエンスやものづくり、医薬品産業など多様な進路への主体的な選択、県内産業における人材確保にもつながるものと考えており、今後も国の施策を活用しながら、高校と大学の連携強化に努めてまいりたいと考えているところであります。

大 門 委 員 そういった大学と高校の連携というのは、子供たちにとっても、より魅力的な教育の提供になると思いますので、より進めていっていただきたいと思っています。

また、どちらかというと私学のほうになるかも分かりませんが、県立大学は、地元卒の推薦卒を結構幅広く持っているイメージがあります。いろいろな学科の推薦卒がありまして、それは地元就職をするという形で推薦を受けられるものと思っておりますけれども、富山大学は医薬だったり医者だったり、そういった限定的な分野になっていると思っております。恐らくこういったことは、今からプラットフォームができれば話をしていくと思っておりますけれども、やはり富山県として、今後成長していきたい分野——先ほど話をしましたけれども、そういったところに人材をしっかりと入れていくという話があれば、そういった分野の推薦卒を大学と話し合いながら広げていくことも私は必要と思っておりますし、また、これも議論はあるかと思っておりますけれども、大学や私学と高校がより連携を深めて

いくのであれば、教育委員会と経営管理部に分かれていますがけれども、それも果たして別々でいいのかだったり、いろいろな話があると思っていて、そういったところは今後議論していきたいと思っております。ぜひ大学との連携をより進めていっていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、今年から私立高校の無償化がスタートいたしましたして、県立高校の倍率が落ち、その影響が少なからずあったと思っております。

やはり行きたい学校づくりというのは、今後1つ必要になってくると思っております。その中で、校長先生の役割というのは、非常に私は大きいものがあると思っております。その学校の雰囲気づくりであったり、高校の方向性は校長先生がある程度裁量権を持って行っているものだと思っております。

しかし、よく言われるのが、校長先生も、学校の先生で上がっていく方々が全てですので、いきなり高校のマネジメントなどをするのは、最初は非常に苦慮していると聞いておりますし、やっと2年目で慣れてきたというときに異動になり、高校が変わるだったり、そこで引退というような話がよくあるかと思っております。

そういった中で、昨年、北海道の大空高校に視察に行きました。それは、町立の高校でありましたけれども、民間の校長先生が登用されまして、企業との連携、地域との連携、そして魅力のある教育改革を行いまして、全国募集しても、やはり全国から集まるような高校になってきたということでもあります。

そういった意味でも、私はこの校長先生を民間から登用するというのは、魅力的な学校づくり、行きたい学校づくりの手法として1つありなのかと思っているところであり

ます。

全国を見てみましても、県立の高校でも民間から登用した校長先生は少しずつ増えてきていると思っています。

学校の生徒数を見ましても、中規模校にもそういった校長先生が登用されつつあると思っています。

やはり特色のある教育を進める観点から、そうした民間から校長先生を登用することも検討してもいいのかと思うわけですが、水上教職員課長にお伺いをいたします。

水上教職員課長 平成12年になりますけれども、学校教育法施行規則が改正されまして、管理職の任用要件が緩和され、教員免許状を持たない民間人等を校長や教頭に登用することが可能となりました。

各都道府県教育委員会に聞き取りを行ったところ、これまで29の都府県で登用実績がありまして、今年度は2府県で任用中と承知をしております。

他県では、民間人校長等による大学、企業との連携強化ですとか、学校経営の活性化といった成功例がある一方、学校管理職には、教育現場への深い理解も求められ、複雑化する教育課題への対応ですとか、教育的視点に立った指導体制の確立などの面で難しさも報告されており、公募を中止した自治体もあるやに承知しております。

県立高校の魅力化、特色化には、従来の枠組みにとらわれない柔軟な発想や、外部人材、企業、大学との連携が重要であると考えております。

県教育委員会では、これまでも企業や研究分野の出身者を対象とした教員免許状を要しない特別選考の実施でありますとか、企業との連携授業、あとは専門技術や実務経験のある民間人材の講師としての配置、招聘など、産業や社会の生きた知見を実践的な学びにつなげる取組を展開してきたところです。

民間人材の校長等への登用につきましては、子供たちにとってどのような効果があるかという視点を大切にしながら、他県の先行事例も参考に、引き続き検討を深めてまいりたいと考えております。

あわせて、現職教員の理解促進にもつながるよう、外部人材の活用ですとか、企業、大学との連携拡充など、民間の知見を多様な形で学校現場に取り込む取組についても、積極的に推進してまいりたいと考えております。

大門委員 全国でも29事例が出てきたということで、少しずつ広まりつつある一方、課題もあるというところだと思っております。

今回の高校再編の枠組みの中で、恐らくですけれども、地域共創ハイスクールであったり、実践ハイスクールみたいな高校には民間人校長の登用は、私は合うのではないかと考えております。民間人の知見で、子供たちに地域との連携、企業との連携というものをより深い形ですることは可能と考えておりますし、また、全国募集をしている高校も、そういったところが非常に合ってくると私自身は思っているところでもあります。

そういった意味でも、今、全国募集は各市町村がやりたい意欲があれば進めていくという話がありますけれども、各市町村で、そういった民間人校長の登用についても1回ヒアリングしてもいいのかと考えておりまして、自分の地域にこういった教育を残していきたいということも、また市町村とも協議をしながら進めていってもいいと思っています。

永森委員 まず、質問ではありませんけれども、今ほど大門委員の質問に対しまして、新時代とやまハイスクール構想の学校の設置数ということで、これまで、我々自民党議員会としても、学校設置数のことでいろいろと議論もしてま

いりましたけれども、先ほどの丸田課長の御答弁では、学校数は、今まで20校と言ってこられたものに少し幅を持たせながら、今後考えていきたいとお答えもいただきました。大変いいお答えだと聞いておりました。

引き続き、本会議あるいは予算特別委員会でもいろいろな議論もございましたので、そうしたことも踏まえながら、今後さらに第1期の設置方針等々につきまして、議論をいただければと思っております。

今日は、警察に交通安全の関係で質問を2問させていただきたいと思っております。

自転車の交通違反に一部青色切符を導入する道路交通法の一部を改正する法律が、4月1日から施行されておまして、自転車の歩道の走行について、いろいろと報道等々もされてきたところであります。

そこで、委員長、写真の掲示よろしいですか。

瀬川委員長 許可します。

永森委員 自転車は、歩道に結構幅があって、道路構造令によると、歩道の幅員3メートル以上あるところが自転車歩行者道と規定をされていて、そこに「普通自転車歩道通行可」の標識があるところでは、歩道を自転車が走ってもいいというルールに今はなっているということであります。

逆に言うと、これがない歩道を走ると、違反になってしまうということでもあります。ただ、実際いろいろ調べてみると、これまでも当然、走ってはいけないところは走ってはいけなかったわけでありまして、よほど危ない運転をしない限りは、これまで同様の指導警告が行われるにすぎないということだとお聞きをしております。

私は小杉在住ですから、小杉から富山市内まで旧8号線を通ってくるのが多くて、道すがら、どんな規制になっているのかなと見ていくと、呉羽のほうから呉羽山を越え

て富山大学のほうに向かっていくわけなのですけれども、その呉羽山を越えていく辺りのところが、実はこの標識がないのですね。どのようなことになっているかというのと、こういう感じで車道を自転車が走ることになっているのですけれども、もう1枚の写真を見ると、やはり歩道をどうしても走りたくなるわけですね。この写真は、峠を越えるところですが、大型車やバスなどが走ると、とてもこの車道部分を走れる状態にはないように見て取れます。

先ほども申しましたとおり、基本的には普通自転車歩道通行可の規制というのは、歩道の幅員3メートル未満のところにはつけられないのではないかと受け取れるのですけれども、そのあたりの規制の基準がどのようなになっているのかということが1点。

もう1つは、本当は走ってもいいぐらいの幅員があるけれども、そういう標識が実はついていないところもあるのではないかと考えているのですけれども、そのあたりの認識や今後の規制のかけ方について、古川交通部長にお尋ねします。

古川交通部長 県警察が実施しております交通規制につきましては、警察庁が公表している交通規制基準に基づいて行っており、普通自転車歩道通行可の交通規制につきましては、原則歩行者の通行に支障がなく、歩道の幅員が3メートル以上あることとされており、例外で、特に交通規制の必要があると認める場合は、歩道の幅員が1.5メートル以上あれば規制が可能とされております。

また、幅員が1.5メートル以上で3メートル未満の歩道につきましては、原則として車道における自転車専用の通行空間の確保が困難である場合であって、大型自動車等の混入率が高いなど、自転車の車道通行が危険であると認められる場合、または歩道における自転車と歩行者の交錯の

危険性が低いと認められる場合は、交通規制を行うことができるかとされております。

委員御指摘の県道44号線の五福八区交差点から西側の区間につきましては、歩道の幅員が1.5メートル以上確保されていない箇所があり、歩行者の利用もあって、歩道における自転車と歩行者の交錯の危険性が低いとは言えないことから、普通自転車歩道通行可の交通規制は実施しておりません。

また、自転車の通行方法につきましては、原則、車道の左側を通行することとなっておりますが、例外として、道路標識、道路標示で歩道を通行できるとされているとき、13歳未満もしくは70歳以上の方または一定の身体の障害を有する方が運転するとき、車道または交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるときなどの場合は、自転車も歩道を通行することができます。

県警察といたしましては、交通環境の変化や地元からの交通規制要望に応じまして、交通規制が必要と判断した箇所につきましては交通規制の見直しを行うなど、引き続き道路管理者とも連携を図りまして、安全・安心な道路環境の確保に努めてまいります。

永森委員 このケースだと、歩道幅員が1.5メートルないということで、非常に危なそうですけれども、基本は車道を走ってくれという話ですね。

古川交通部長 今申し上げましたとおり、そのとおりでございます。

永森委員 分かりました。ただ、やはり、どう見ても危険だと思います。自分が親の立場だったら、自分の子供には歩道を走ってくれと言うような気がいたしますので、そのあたりは規制の取締り等々含めた柔軟な対応をぜひお願いし

たいと思っております。

次の質問に移ります。

高齢ドライバーにつきまして、先ほど鍋嶋委員からも少しお話もあったと思います。

高齢ドライバーの運転免許の返納や、認知機能検査のことです。

75歳以上のドライバーの免許更新時には、認知機能検査が義務づけられていまして、一定の記憶力、判断力の確認が行われています。

一方で、この検査を問題なしで通過したけれども、実際にはその後、高齢ドライバーが重大な事故を起こしてしまうというケースも全国的には間々あるのかと思っております。

先ほど、鍋嶋委員からもお話がありましたけれども、本県は公共交通網が非常に脆弱ということもありますし、車がないとなかなか病院に行ったり、買物に行ったりという生活が困難になるケースが非常に多いということ。また、自分はまだまだ運転しても大丈夫と思っておられる方々もたくさんいらっしゃるって、運転免許の返納も進んでいないという実態があると思っております。

他方で、実際にお聞きした話ですけれども、認知機能が低下してきて、やや認知症の症状が見えてきていることを家族は自覚しながら、運転を続けていらっしゃる現状に対して、御本人の体のこともありますし、一方で何か事故を起こすのではないかということを、いつも冷や冷やしながら送り出しているけれども、やはりそれ以上のことをなかなか言えないと。時々小さい傷をつけて帰ってくるというような話を聞いていると、やはりそこはある程度、認知機能検査を厳格にやっていくことも重要なのではないかと。家族も止められないということであれば、そういう法的な

部分で止めていくことも1つ求められているのではないかと考えています。

そこで、高齢ドライバーの運転免許証の自主返納件数や、交通事故の状況はどのようなになっているのか。

また、免許更新時の認知機能検査の不合格者の数、そして不合格になっても、医師の診断を受けて大丈夫だと言われると、再び合格の枠になるということですが、そういう方の状況はどのようなになっているのか。

また、一定の認知症を患いながらも認知機能検査に合格して、自動車の運転をしている方は一定数いるのではないかと考えますが、県警としてどのように捉え、どう対処していけるのか、伺います。

古川交通部長 富山県内における令和7年中の65歳以上の高齢ドライバーの運転免許証の自主返納件数は3,963件で、前年比マイナス3件、同じく高齢ドライバーが第一当事者となる事故発生件数は571件で、前年比プラス56件でありました。

免許更新時の認知機能検査につきましては、75歳以上の高齢ドライバーが対象となっておりまして、令和7年の受検件数は延べ3万7,044件で、そのうち認知症のおそれありとして判定されたのは1,194人でした。

1,194人の方のその後の内訳は、医師から認知症と診断されて運転継続ができなくなった方が69人、免許証を自主返納された方が300人、免許更新手続をされなかった方が117人、再受検されて免許更新された方が209人、医師の診断を受けて運転継続可能となった方が499人でありました。

そして、医師の診断を受けて運転継続可能となった方499人のうち、144人は認知症ではないと診断され、残りの355人は、認知症ではないが軽度認知機能障害が見られ、今後、認知症となるおそれがある方であります。この355

人の方は免許更新されますが、6か月ごとの診断書の提出による確認を行っていくこととなります。

そのほかの免許更新された75歳以上の方は、認知症が疑われる事故や違反を起こした場合に、臨時認知機能検査を受検していただくこととなります。

他方、年齢を問わず、本人やその家族からの運転継続や免許証の返納等に係る相談、あるいは家出人や行方不明者などの保護活動など、平素の警察活動において認知機能の低下が疑われる運転者の通報などにより、認知症が疑われる方の発見に努めており、いずれの場合も個別面談等を実施の上で、診断書提出の必要性を判断しています。

県警察といたしましては、今後とも、認知機能の低下または認知症が疑われる高齢者への適切な対応に努めてまいります。

永森委員 非常に悩ましい社会問題と認識をいたしておりますけれども、今ほど軽度認知機能の低下という方には、6か月ごとの診断書の提出による確認をされているということでありました。

適切に運転できる方にしっかり運転をしていただきながら、高齢化がますます進んでいく中での難しい対応かと思っておりますけれども、引き続き、そうしたことにもまた御配慮いただきながら、対応いただければと思います。

鹿熊委員 3問ありまして、まず最初に、新時代とやまハイスクール構想に関連する事項で1点、質問させていただきます。

スケジュールどおりにいけば、いよいよ今年中に新時代とやまハイスクール構想第1期再編の具体的な姿が示されるということでありまして、そこには閉校の対象校となる学校も明らかになってくるということだと思っております。

一般質問でもございましたが、その閉校対象校となる高

校においては、令和11年度においては、2年生と3年生のみ、それから令和12年度は3年生のみになると認識しておるわけですが、そういう中において、教育環境の維持、そして充実が必要であるというのはもっともなことだと思っております。

しかしながら、在校生が2学年、あるいは最後は1学年だけになるという中において、様々な教育環境上の制約といったものも出てくるのだろうと思っておりますが、どのようにその閉校対象校における在校生に対する教育環境の維持充実を図っていくのか、これは差し迫った課題として出てくると理解いたしております。

そのことについての考え方を、丸田課長にお聞きしたいと思っております。

丸田県立高校改革推進課長 新時代とやまハイスクール構想につきましては、現在、第1期以降の具体像や設置場所、そして第1期に閉校とする学校について議論を重ねているところでございます。

再構築に伴い、閉校することとなる学校におきまして、今後、令和11年度に募集停止とし、令和12年度末で閉校といたします場合、来年度の入学生が3年生となる際には、新入生が入学してこないこととなります。令和11年度には2年生と3年生が、令和12年度には3年生のみが在籍することとなります。

こうした生徒数の減少過程におきましても、日々の学習活動や学校行事、部活動の活力を保ち、生徒が充実した学校生活を送るための教育環境の維持充実を図る必要があると考えております。

これまでの高校再編の例でございますが、生徒数が減少していく中でも充実した学習活動ができますよう、地域や外部の方々との地域連携ですとか、ボランティア活動など

を充実いたしまして、多様な人々と関わりを持つ機会を積極的に創出いたしますことや、年次進行によりまして、教員配置が減少していく中でも、教科ごとに必要な教員を配置できるよう努めたところでございます。

また、部活動では、近隣の高校との合同での練習と大会などへの参加や、そのためのバスの手配といったことを行った例がございます。

また、体育大会や学校祭などの学校行事を充実して、思い出深いものとするため、生徒が主体的に企画運営に参画し、教員と力を合わせて取り組んでくれた事例といったものもございます。

今後、こうした先例も踏まえながら、在校生が思い出に残る充実した高校生活を送れますよう、高校ごとに現場の教職員の皆さんと共に取り組んでまいりたいと考えております。

鹿熊委員 ぜひ、今ほど御答弁のあったような姿勢で臨んでいただきたいと思います。やはり、それが生徒の、いわゆるウェルビーイングということであろうと強く思う次第でございます。

私の地元の県立泊高校も、最後の卒業式は1学年のみということで、後輩に見送られることのない卒業式は分かっているけれども、生徒の気持ちからすると非常に寂しいものだったなと思うわけでありまして、ぜひ思い出に残る高校生活を最後まで送れるように、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、2つ目の質問でございます。

教育課程柔軟化サキドリ研究校事業というものについてでございます。

砺波市教育委員会は2026年度から市内の全8つの小学校で40分授業を導入し、従来より5分間短縮して生まれた時間を活用して、下校前にも児童の心の健康状態を確認して

いるなどの報道がありました。

この教育課程柔軟化サキドリ研究校事業に国から指定されて砺波市教育委員会において行われているということでもあります。

このような教育課程柔軟化サキドリ研究校事業の制度の趣旨、あるいは全国、そして県内のこの研究校事業の指定の状況、それから、これは小学校の話でございますが、この研究校事業の運営に当たって、県教育委員会の役割はどのようなものなのかということについてお伺いしたいと思います。これは、木下課長にお願いいたします。

木下小中学校課長 国では、次期学習指導要領の改訂に向けて、多様な個性や特性、背景を持つ子供たちを包摂する柔軟な教育課程編成を促進する手段の一つとして、調整授業時数制度が検討されております。

こうした中、今年度、全国の学校が教育課程の柔軟化の具体や手法についてイメージを持ち、知見を共有できるよう、先取りして試行する教育課程柔軟化サキドリ研究校が全国の公立校319校、うち県内小学校9校が指定されております。

具体的には、各教科の標準授業時数を調整して教育課程を編成し、生み出した時間で他教科の学習時間を増やす、教科横断的な学びを充実するために新しい教科を設ける、補充学習などの学習活動を行う裁量的な時間を設定する、授業改善に結びつく教員の研究や研修を行うといった取組がなされております。

県内の小学校では、教科の補充学習や基礎・基本の定着の時間、自身の心の健康状態を振り返る時間、児童が自分で問いを持ち、学びを深め、その取組を振り返る時間などを設けて、研究が進められているところでございます。

県教育委員会といたしましては、今後、国による調整授

業時数制度の導入も視野に入れ、県内外の先行事例について情報を収集しますとともに、各学校が創意工夫を生かした教育課程を編成し、特色ある教育を実現できますよう、取組の成果と課題について、市町村教育委員会や学校と共有してまいります。

鹿熊委員 制度の趣旨や運用につきまして、大体御説明いただき分かりましたけれども、この事業は2年間であったかと思えます。その確認と同時に、今ほど具体例として、心の健康状態を確認する時間になっているところもあれば、学校によって教科の補充、あるいは自らの学び直しなどの振り返りの時間ということで、この県内8つの小学校それぞれ、その浮いた時間の使い方は違うと理解してよろしいでしょうか。

木下小中学校課長 この研究校の指定につきましては、2年間ということでございます。

もう1点、各学校によって取組は様々に変わっております。学校の判断によって行われております。

鹿熊委員 次期学習指導要領は2030年度から順次施行、実施されていくと理解しておりますけれども、その中の一つの大きな検討項目がこの事業です。言ってみれば、教育課程の柔軟化と学校裁量の幅をより大きくするということだと理解しております。

それに向けての試行的な取組がなされているということでありまして、県も大いに関心を持って情報を共有していただいて、いいものは県内の小学校、中学校に広めていく役目を果たしていただきたいと思っております。

最後になりますが、教育に関するウェルビーイングについてでございます。

ウェルビーイングの推進は、県の大きな施策の柱、一丁目一番地のような取組をなされていると思っております。

まさに教育においてもウェルビーイングを推進して高めていこうという、大きな流れであることは理解いたしております。

国の現在の第4期教育振興基本計画においても、日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくのだということも書いてあります。

また、それを受けた富山県の第3期教育大綱——今年度から5年間ににおいても、基本理念として、「生涯にわたる学びを通して、県民一人ひとりのウェルビーイングを高める」と記してあります。

そうはいいながら、これから大事なことは、これは教育のみならずですが、やはりウェルビーイングというものの自走をしっかりと持続を図るといいますか、具体的なものにしていかないと、いつになっても理念で終わってしまい唱えているだけということで、県民の皆さん方の実感なり共鳴、共感なりがなかなか湧いてこないのではないかということとは、教育においても同じだと思っております。

そこで、教育に関連するウェルビーイングというのは一体何を意味しているのかということを改めてお聞きすると同時に、ウェルビーイングが高まったかどうかということとは、しっかりと確認や検証をしていかないと、理想化と言えないと思っておりますので、県民の皆さんの理解も深まらないと思っておりますので、改めて取り上げた次第であります。

教育に関連するウェルビーイングとは何かということ。それと、そのウェルビーイングの向上をどのように確認、検証していくのかということについて、森安課長にお伺いいたします。

森安教育企画課長 国の教育振興基本計画では、委員御言及のとおり、日本社会に根差したウェルビーイングの向上が

計画のコンセプトとされております。

そして、ウェルビーイングの要素といたしましては、幸福感ですとか学校や地域でのつながり、それから協働性、多様性への理解、サポートを受けられる環境、社会貢献意識、自己肯定感、また自己実現——これは達成感やキャリア意識など、また、安全・安心な環境など、非常に幅広く示されているところでございます。

本県の教育大綱におきましては、国の教育振興基本計画で示されましたこれらの要素を含めまして、ウェルビーイングというものを捉えております。

このウェルビーイングの状況を把握するために、小中学校では、全国学力・学習状況調査の児童生徒への意識調査を活用し、また、高校につきましては全国学力・学習状況調査がございませんので、県独自に同じ意識調査を調査することにしております。

調査項目は、例えばですけれども、将来の夢や目標を持っているかですとか、学校に行くのは楽しいと思うか、また、困り事や不安があるときに、学校で先生など大人に相談できるかといった質問事項を毎年調査いたしまして、その意識の変化ですとか、あるいは小中高校の比較を行いまして、取組の参考にしていきたいと考えております。

そのほかにも、社会貢献意識というところでは、地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うかというような質問、また、地域の魅力や課題について、自らの意見を持ち、人前で発表することができるかといった質問も調査いたします。

また、教員のウェルビーイングというところも非常に重要だと考えておりまして、2月に策定した県立学校における働き方改革推進プランにおきまして、仕事と家族、自分の時間のバランスが取れていると感じているかですとか、

よりよい教育の実現のために、授業の準備や自己研鑽をする時間を確保できていると感じているかといった調査をいたしまして、継続して状況把握を行ってまいりたいと考えております。

鹿熊委員 大体分かりました。先ほど国の教育振興計画における教育に関連するウェルビーイングの要素ということで、10個ほどおっしゃったと思っておりまして、なるほどなと、そういう幅広いものを含んでいるのだなと思うわけでございます。これは本当に大事だと思うので、このことを具体化して、どのように今ほど言われたような調査をしていくかということだと思っております。

この意識調査において、これらの要素を確認できる項目を調査に含んでいただきたいということをもう一回お願いしておきますけれども、この意識調査はもう何年かやっているのですか、それともこれからということですか、先生の意識調査も含めて、どうなのでしょう。

森安教育企画課長 意識調査につきましては、小中学校につきましては、毎年小学校6年生と中学校3年生、それぞれ国の全国調査でやっております。

そういったところから、今、委員に御指摘いただいたような調査項目をピックアップして行って、把握していきたいと考えております。

そして、高校生は、先ほども申しましたけれども、今、国の調査がございませんので、県で独自に今年度から実施するというようにしております。

そして、5月から6月上旬にかけて調査をいたしまして、今、集計等も行っているところでございますので、数字を取りまとめたら、また大綱の施策の推進やウェルビーイングの検証に活用していきたいと考えております。

鹿熊委員 教師についても、今年度からですか。

森 安教育企画課長 教師のほうは、先ほど申し上げました県立学校における働き方改革推進プランにおきまして、昨年度調査しておりまして、今年度も調査すると聞いております。

鹿 熊 委 員 分かりました。

これもやはり経年変化がどのようになっていくのかということとは実装化していくためには大事なことだと思っておりますので、その結果をきちっと教育委員会はもとよりですが、県民の皆さんに公表していただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。

瀬 川 委 員 長 ほかにありませんか。——ないようですので、これをもって質疑・質問を終わります。

5 行政視察について

瀬 川 委 員 長 次に、閉会中の継続審査事件の調査のための行政視察について議題といたします。

まず、県外行政視察の実施につきましては、お手元に配付してあります視察案を基本として実施したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

瀬 川 委 員 長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、この決定に基づき、今後事務を進めてまいります。が、視察先との調整において、内容の一部に変更が生じる場合が考えられますので、その変更については、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

瀬 川 委 員 長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、県内行政視察については、必要に応じて機動的に

実施していきたいと考えており、その実施に当たっての日程調整等については、委員長に御一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

瀬川委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。以上で、付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これをもって教育警務委員会を閉会します。